生徒指導関係

1　指導方針

（1）　指導の基本方針

ア　基本的生活習慣を確立する。

イ　集団生活の中で規律ある行動をとり、校則及び社会的ルールを守る。

ウ　生徒会諸活動を活発にし、自主、自立の精神を鍛える。

2　生徒心得

（1）　登校・下校

ア　通学の際は、学校指定の制服を着用し、学校指定の鞄を持参する。指定鞄で荷物が収納できない場合は、サブバックを利用し、他のバッグや紙袋等の代用はしない。サブバックのみの登校は原則として認めない。休日に登校する場合も制服を着用して登校する。

※鞄の変形はしない。

イ　クラスでの朝礼（ＨＲ）は 8:30 から行う。

ウ　下校の時刻は、夏季 19:30、冬季は 19:00 とする。

（夏季：３月～10 月、冬季：11 月～２月）

エ　学校の敷地内及び正門周辺での車の送迎は禁止する。

（2）　携行品・所持品

ア　学習活動に必要のないものは持参しない。

イ　多額の金銭や貴重品は持参しない。

ウ　危険物を持ち込まない。

エ　所持品には記名等を行い、自己管理を徹底する。

オ　生徒手帳（生徒証明書）は携帯しておく。

（3）届け出

ア　住所等の変更は、学級担任に速やかに届ける。

イ　休学・退学・復学の必要があるときは、保護者と出校の上、所定の文書によって願い出て、校長の許可を受ける。

ウ　欠席・早退・遅刻・忌引き等の事項の生じる場合は、原則として保護者が電話もしくは安心安全メールにて届け出る。

エ　病気による欠席が１週間以上に及ぶときは、医師の診断書を添えて届け出る。

※インフルエンザ等の出席停止の場合は、「医証」または「氏名・日付が記載された薬の説明書」等でもよい。

オ　やむを得ない理由があって異装で通学するときは、「異装願」に理由を記入して学級担任に提出し、生徒指導主事の許可を受ける。

カ　登校後、やむを得ない理由で校外に出る場合は、学級担任より外出許可証を発行して

もらう。

（４） 校外生活

ア　喫煙、飲酒、薬物乱用など法律で禁止されていることはしない。

イ　夜間の外出は慎み、パチンコ等の娯楽場に出入りしない。

ウ　事故（交通事故・不審者等）に遭ったときは、直ちに 110 番通報し、速やかに学校に連絡する。

エ　アルバイトは原則禁止。

（５） 服装等　（高校生として受験･就職試験等に対応できる身だしなみを常に心がける）

ア　詰め襟制服（男子）

・本校指定の黒の詰め襟制服（学年組章をつける）・ズボン・半袖シャツ・長袖シャツを着用する。

・ズボンにはベルトを着用する。（黒・茶の単色）

イ　ブレザー制服（女子）

・本校指定の紺のブレザー（校章、学年組章をつける）・スカート・スラックス・半袖ブラウス・長袖ブラウス・セーター・棒タイを着用する。

ウ　その他

・制服の変形をしない。

・中学校の制服の延長着用はしない。

エ　通学用靴

・通学用の靴は革靴か運動靴（白・黒を基調とした華美でないもの）

・上履きは、本校指定の上靴

オ　靴下

・白・黒・紺色の靴下（くるぶしソックス不可）

・ストッキング・タイツは、ベージュ若しくは黒色とする。（スパッツ･レギンスは不可）

カ　防寒具

・気温に応じて各自の判断で着用する。

・コートは、学校指定のものか、黒・紺の単色で学校指定のコートに類似したものとする。

※学校指定のコートは秋頃に販売予定

・マフラー・ネックウォーマー・手袋の色や形は華美でないものとする。

・自転車通学者は、手袋とネックウォーマーのみ可。（マフラーを使用しない。）

※防寒具は校舎内では着用しない。

（６）頭髪等（清潔、端正、自然であること。極端な髪型にしない。）

ア　頭髪は、顔の表情（眉・目・耳）が見える長さに整えること。

（受験・就職試験・証明写真等に適した髪型）

イ　髪の加工や装飾（パーマ・エクステ等)、色染め等を行わない。
ウ　眉毛は自然の状態とする。
エ　化粧をしない。(日焼け止めやリップクリームは透明のものを使用する。)
オ　ピアス、ネックレス等の装飾品を身につけない。
（７）基準
・髪は襟、耳にかからない長さ。もみあげは耳の長さを超えない長さ。(男子)
・肩より長くなる場合は、ゴム紐（黒・紺・茶を基調とした華美でないもの）で結ぶ。(女子)
・前髪を留める場合は、黒・紺・茶の棒状のピンを使用する。(リボン・クリップ不可)（女子)

３　携帯電話（スマートフォン）に関する規定
（１）携帯電話（スマートフォン）の校内への持ち込みについて
携帯電話(スマートフォン)の校内への持ち込みについては、以下の規定等を遵守するという条件で、保護者同意の上、所定の用紙を提出した者のみ許可する。
（２）　使用規定
ア　携帯電話の使用については、緊急時や放課後、保護者との送迎連絡を取る場合に限り可とする。使用場所について学校の敷地外とする。
※災害等の緊急時の携帯使用に関しては、別途指示する。
※緊急で使用する必要がある場合は、必ず教員に申し出ること。
イ　登校時、学校の敷地外で電源をＯＦＦにし、着信音・アラーム音・バイブレーター等が作動しないようにする。(学校の敷地内では使用禁止)。保管に関しては、自己管理責任とする。下校時、使用する場合は校門の外で電源をＯＮとする。(携帯電話の紛失・盗難・破損について、学校は一切の責任を負わないので自己管理を徹底する。)
ウ　歩きスマホや自転車乗車中に使用しないこと（イヤフォン等の使用不可)。
（３）遵守事項
ア　許可無く他の人の写真や動画を撮影しない。(盗撮にあたる。) 携帯電話等を人に向けない。(トラブルの原因となる為。)
イ　店頭で書籍や雑誌等の撮影は厳禁。(デジタル万引き)
ウ　撮影した写真や動画を SNS 等に許可無く掲載しない。
エ　SNS 等で誹謗中傷等、人を傷つける書き込みをしない。不適切な画像などを掲載しない。
オ　考査中、教室内への持ち込みについては、考査妨害、不正行為とみなされる場合もあるので厳禁とする。
※規定違反や、遵守事項に違反した場合は、指導の対象とする。
※学校への持ち込みは、携帯電話(スマートフォン)に限定したもので、タブレット

や腕時計型端末などの校内の持ち込みは厳禁とする。

４　自転車通学者心得

（１）　基本方針

自転車通学は許可制である。自転車通学を希望する生徒は「自転車通学許可願」を本人、

保護者連署で提出し自転車通学許可証（ステッカー）の交付を受け、許可を得る。

（２）　許可基準

ＪＲ南小倉駅から学校までの区間のみの自転車通学は認めない。

（３）　遵守事項

ア　自転車本体に鍵を２箇所つける。また、前かご、後に荷台、泥よけがあること。

イ　自転車通学許可ステッカーを所定の場所に貼付する。

ウ　ブレーキ、ライト等十分に整備された自転車を使用する。定期的に整備点検に努める。

エ　自転車防犯登録を必ず行う。

オ　自転車保険に必ず加入する。

カ　交通法規、交通マナーを守り、安全運転を心がける（イヤホン、スマホのながら運転等禁止）。

キ　学校の敷地内は必ず下車し、自転車を押して移動する。

ク　事故等が発生したときは、速やかに警察に届けるとともに学校に連絡する。

（４）　手続きの方法

ア　「遵守事項」の条件に合う自転車を準備する。

イ　「自転車通学届」に必要事項を記入、押印し、学級担任に提出する。

ウ　「自転車通学届」自転車を確認してもらい、所定の料金を払ってステッカーを自転車に貼付する。

（５）　その他

学校周辺の路上、公園、マンション等の駐輪場に自転車を放置して登下校した場合は自転車通学や自転車通学許可証の交付を認めない。

５　自動車（原付・自動二輪等も含む）の運転免許取得について

全学年原則禁止。

６　懲戒

本校在学中に学校の指導に従わず、本校生徒としてあるまじき行為、法的、社会的に許されない行為、その他の問題行為に及んだ場合は、訓告、停学、退学等の措置がとられる。

７　選挙に関する規定

（１）　学校内では、政治活動を行ってはならない。なお学校外であっても、公職選挙法に反するもの、暴力的なもの、危険を伴うもの、違法若しくは暴力的な政治活動になるおそれが高いものと認められるような行為を行ってはならない。

（２）　校内外において、他の生徒の日常生活の学業や生活等への著しい支障をきたすような活動を行ってはならない。

８　部活動

本校教育目標の一環として、次の部活動を設置する。

写真	茶華道	書道	放送	吹奏楽
アート	バトントワリング	弓道	野球	バスケットボール
陸上	水泳	バドミントン	テニス	バレーボール
卓球	ハンドボール(男)	総合部		

９　相談等

学校以外の相談窓口（何かトラブル等が生じたとき、一人で悩まず相談することもできます。）

消費者ホットライン	１８８（いやや！）
子どもの人権１１０番	０１２０－００７－１１０
警察相談専用電話	＃９１１０
児童相談所	１８９
北九州いのちの電話	０９３－６５３－４３４３
性犯罪被害相談電話窓口（警察）	＃８１０３（ハートさん）
女性の人権ホットライン	０５７０－０７０－８１０
２４時間子供ＳＯＳダイヤル	０１２０－０－７８３１０

※校則については定期的に見直しを行います。